

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年11月1日

千歳市長 山口 幸太郎



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画道路の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
7・6・64 27号通
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

理 由 書

1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画道路の変更（千歳市決定）

2. 決定経緯

別添計画決定経緯表のとおり

3. 都市計画変更の内容

名称の変更

幅員の縮小変更(変更区間 L=740m)

4. 都市計画変更の理由

3・4・64 27号通は、平成7年に千歳バイパス予定路線であったことから将来交通量を想定し、幅員21mで当初決定しているが、平成22年に将来交通量の減少、周辺道路網の強化などにより千歳バイパス計画は中止となった。このことから、都市計画の変更手続きを行うため関係者と協議を進め、昨年度、同意を得ることが出来たことから社会情勢の変化に対応した道路網を再構成するために都市計画道路の見直しを検討し、市で策定した「千歳市都市計画道路の見直し方針（平成25年6月）」に基づいて検証した結果、幅員を縮小し名称を変更する。

千歳恵庭圏都市計画道路の変更(千歳市決定)

都市計画道路中3・4・64号 27号通を7・6・64号 27号通に名称を改め、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地		構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
区 画 街 路	7・6・64	27号通	千歳市 幸福 2丁目	千歳市 幸福 4丁目	千歳市 幸福 3丁目	約740m	地表式	2車線	11.5m	幹線道路と平面 交差2箇所、区画 街路と平面交差1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

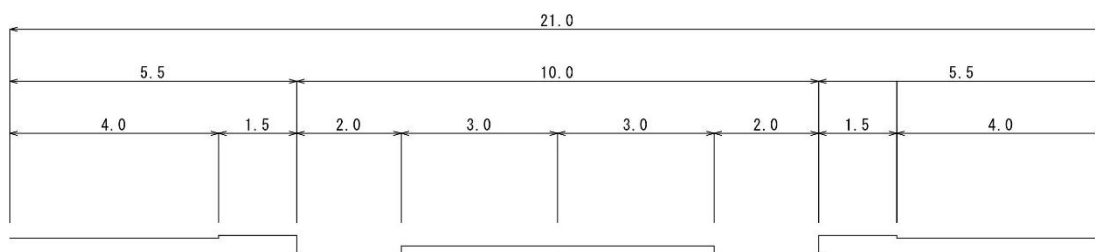
変 更 説 明 書（千歳市決定）

新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
7・6・64	27号通	3・4・64	27号通	名称の変更及び幅員の縮小変更 (21m→11.5m、変更区間 L=約740m)

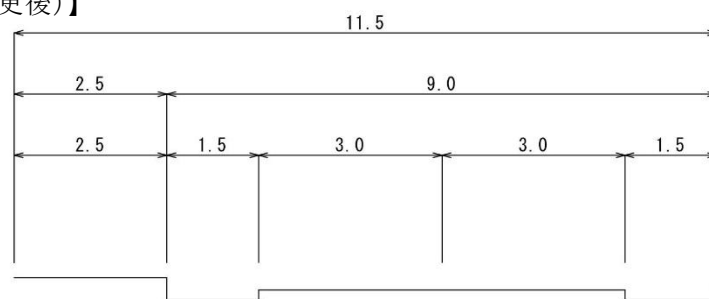
定 規 図

7・6・64 27号通

【代表幅員（変更前）】

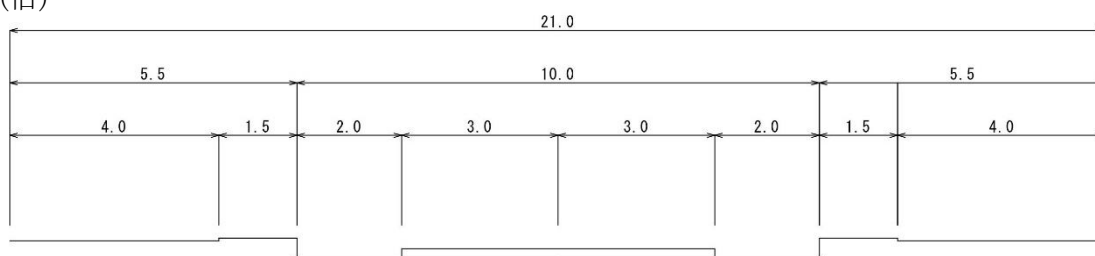


【代表幅員（変更後）】

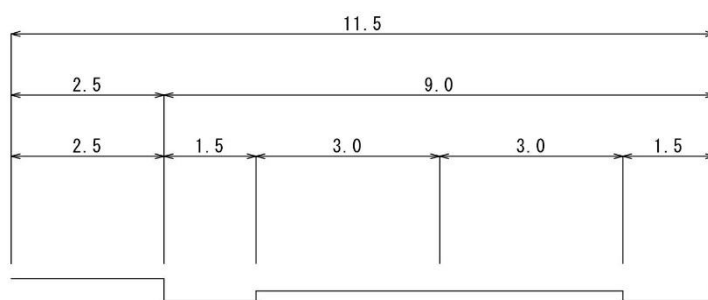


【変更区間（幸福2丁目～幸福4丁目）】

(旧)



(新)

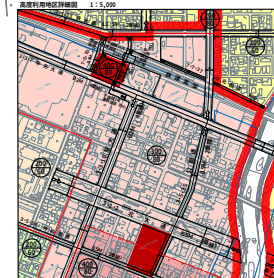


千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

7 6 64 27号通 (1.5m、2車線)



1 : 5,000



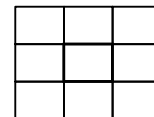
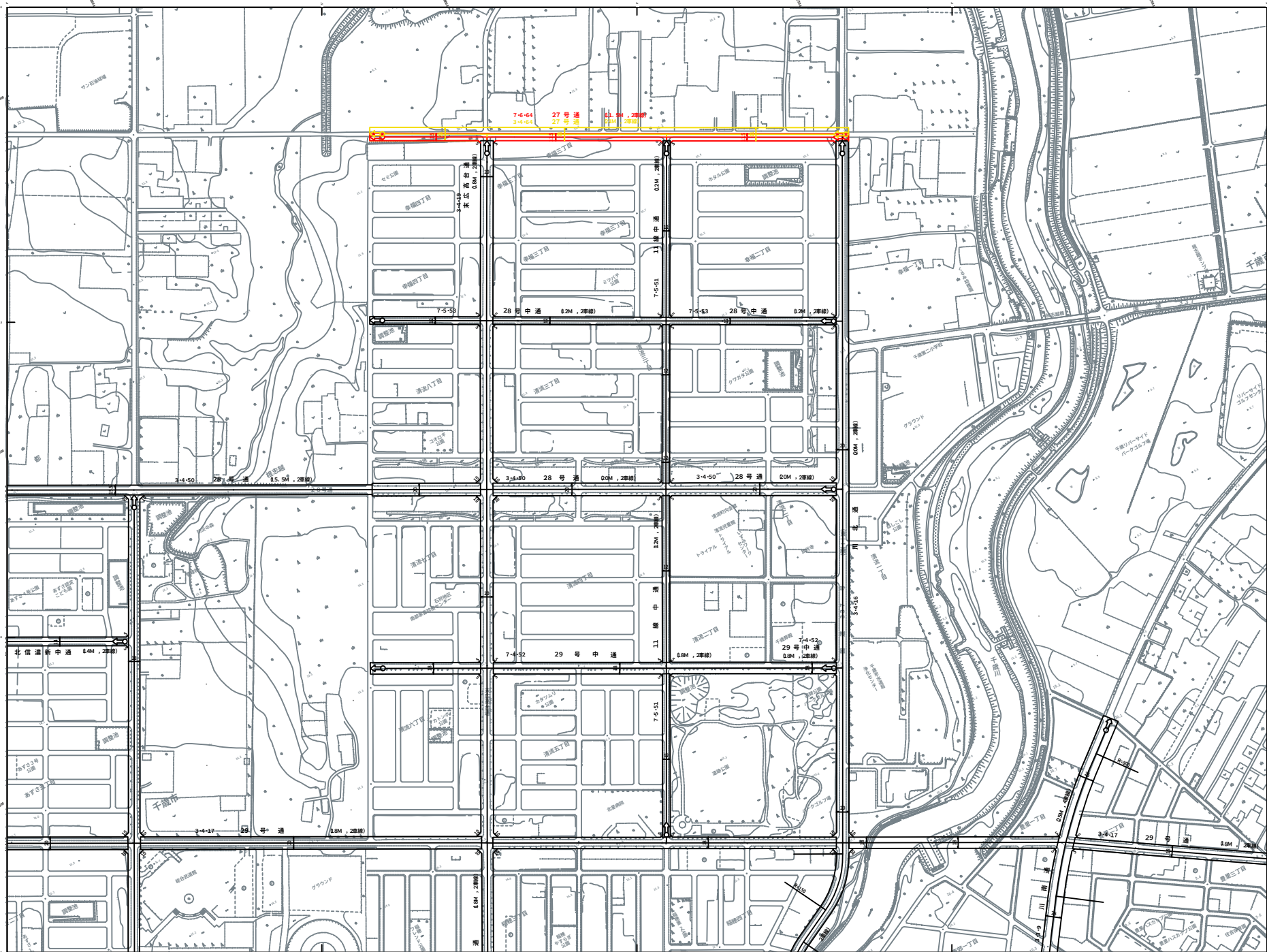
A

変更のない区間

幅員を変更する区間

千歳市役所

1:15,000

[illegible]